

理事の役割について（資料編）

法人研修会資料

1 理事について

（1）法人との関係

社会福祉法人と理事との関係は民法上の委任契約となる（法第 38 条）。

理事は、法人に対して善管注意義務を負い、善管注意義務は、「その人の職業や社会的地位等から考えて普通に要求される程度の注意」とされている。

義務違反の事実があれば、「債務不履行」により「損害賠償」を求められる可能性もある。

（2）理事の選任・解任

理事の選任は、評議員会の決議による（法第 43 条①）。

理事の人数は6 人以上でなければならない（法第 44 条③）。

また、理事の欠員が定数の 3 分の 1 を超えた場合は遅滞なく補充しなければならない（法第 45 条の 7①）。

理事の任期は選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされているが、定款により短縮することができる（法第 45 条）。

理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。

理事の欠格事由は、評議員に同じ（法第 44 条①、準用：法第 40 条①）。

また、理事には次の者が含まれていなければならない（法第 44 条④）。

- ・ 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ・ その法人が事業を行っている区域における福祉の実情に通じている者
- ・ その法人が施設を設置している場合は、その施設の管理者(施設長)

また、理事についても次のような条件がある（同条⑥）。

- ①各理事について、その配偶者及び三親等以内の親族、その他省令で定める理事と特殊の関係にある者が3 人を超えることはできない。

②各理事について、当該理事を含め、その配偶者及び三親等以内の親族、その他省令で定める理事と特殊の関係にある者が理事の総数の 3分の1 を超えることはできない。

理事の特殊関係者（省令第2条の10）

- ①当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ②当該理事に雇用されている者
 - ③①、②に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④②、③に掲げる者の配偶者
 - ⑤①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
 - ⑥当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）
- ※ 業務を執行する社員を含む。
- ⑦国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人（社会福祉法人等）においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る。）

理事は評議員会の決議により解任ができるが（法第45条の4）、理事の解任は次のいずれかを要件とする場合に限られる。

- ①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

ただし、普通決議なので、上記の要件に該当するときには、議決に加わることができる評議員の過半数（定款によりこれを上回る割合も可）が出席し、その過半数（定款によりこれを上回る割合も可）の決議で理事は解任される（法第 45 条の 9⑥）。

2 理事会について

(1) 組織・職務

理事会は、すべての理事で組織する（法第 45 条の 13①）。

理事会は経営者として、次の職務を担う（同条②）。

- ①社会福祉法人の業務執行の決定
- ②理事の職務の執行の監督
- ③理事長の選定及び解職

(2) 招 集

理事会は各理事が招集できるが、定款又は理事会で理事会を招集する理事（招集権者）を定めることができる（法第 45 条の 14①）。この場合、他の理事は招集権者に目的の事項を示して招集を請求することができる（同条②）。

理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間（定款によりこれを下回る期間も可）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない（同条⑨、準用：一般法人法第 94 条）。

(3) 議 事

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（定款によりこれを上回る割合も可）が出席し、その過半数により行う（定款によりこれを上回る割合も可）（同条④）。決議について特別の利害関係を有している理事は、議決に加わることはできない（同条⑤）。

理事会の議事は、省令の定めに従い議事録を作成し、書面をもって作成した場合は、理事及び監事が署名（又は記名押印）しなければならない（定款により署名理事を理事長と

定めることも可) (同条⑥)。議事録を電磁的記録で作成した場合は、記録された事項について、省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない (同条⑦)。

(4) 委任の禁止

次の事項については、理事長等に委任することができない(法第 45 条の 13④)。

- ①重要な財産の処分及び譲受け
- ②多額の借財
- ③重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ④従たる事業所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等の整備
- ⑥役員等又は評議員がその任務を怠ったため、社会福祉法人が損害を受けたときの損害賠償責任の免除
- ⑦その他の重要な業務執行の決定

(5) 報酬等

理事の報酬等 (報酬、賞与その他職務執行の対価として法人から受ける財産上の利益をいう) は、定款に定めるか評議員会で定める (法第 45 条の 16④、準用：一般法人法第 89 条)。

この場合の報酬等は、省令で定めるところにより民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与や法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならないよう支給基準を定め、評議員会の承認を受けなければならない (法第 45 条の 35)。

(6) 内部管理体制の整備

ア 政令で定める一定の規模以上の社会福祉法人 (会計監査人必置法人に同じ「特定社会福祉法人」) は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備 (内部管理体制の整備) について、基本方針を理事会において決定し、

当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなる（法第 45 条の 13④5 及び⑤）。

イ 内部管理体制の内容については、法に規定されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、省令第 2 条の 16 で以下の内容を規定している。

- ①理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ②損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑤監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥⑤の職員の理事からの独立性に関する事項
- ⑦監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑧理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ⑨⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑩監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑪その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ウ 法人における作業については、以下のとおりとなる。

- ①内部管理体制の現状把握

内部管理状況の確認、内部管理に係る規程等の整備状況の確認

- ②内部管理体制の課題認識

現状把握を通じて、業務の適正を確保するために必要な体制と現状の体制を比較し、取り組むべき内容を決定

③内部管理体制の基本方針の策定

法人の内部管理体制の基本方針について、理事会で決定

④基本方針に基づく内部管理体制の整備

基本方針に基づいて、内部管理に係る必要な規程の策定及び見直し等

3 理事長について

(1) 選定

理事長は理事会で選定する(法第 45 条の 13②)。

理事長は理事の中から 1 人を選定する(同条③)。

(2) 権限等

理事長は法人の業務を執行し、理事長の権限は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する(法第 45 条の 17①)。

理事は法令及び定款を順守し、社会福祉法人のため忠実に、その職務を行わなければならない(法第 45 条の 16①)。

理事長は社会福祉法人の業務を執行し(同条②)、3 月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない(定款毎会計年度内に 4 月を超える間隔で 2 回以上とすることも可)(同条③)。

また、その権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない(法第 45 条の 17②)。したがって、理事長の権限は、理事の中でも極めて大きいことになる。

それに対し、理事長の暴走を止めるための合議体として理事会が存在し、理事会は法人の業務執行決定権と各理事相互間の監督義務がある(法第 45 条の 13②)。よって理事の責任は極めて重大である。もしも理事長の暴走が止められなければ責任を問われる可能性がでてくる。

(3) 解職

理事長は理事会で解職される（法第 45 条の 13②）。

4 業務執行理事について

理事会の決議により理事長以外の理事を法人の業務を執行する理事として選定することができる（法第 45 条の 16②）。

業務執行理事も、理事長同様に 3 月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない（定款により会計年度内に 4 月を超える間隔で 2 回以上とすることも可（同条③））。

5 3, 4 以外の理事

理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに（法第 45 条の 13 ②1）、理事長や他の理事の職務の執行を監督（同条 ②2）する役割を担うこととなる。

6 法人に対する責任

役員等（理事、監事及び会計監査人）及び評議員は、その任務を怠ったときは、社会福祉法人に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。（法第 45 条の 20①）
また、理事は自己又は第三者のための取引や利益相反取引等により法人に損害が生じたときは、取引した理事だけでなく、理事会で議決に賛成した理事もその任務を怠ったものと推定される（法第 45 条の 20③）。なお、理事会の議決に参加した理事で、議事録に異議をどめない場合、その決議に賛成したものと推定される（法第 45 条の 14⑧）。

ただし、社会福祉法人に対する責任については、役員等が善意で重大な過失が無い場合に限り責任の一部免除や責任限定契約も認められている（法第 45 条の 20④、準用：一般法人法第 112 条～第 116 条）。

7 第三者に対する責任

役員等又は評議員は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（法第 45 条の 21①）。

特に役員等は、次の場合にも第三者への損害賠償責任を負う。

理事：計算書類、事業報告、これらの附属明細書への虚偽記載又は記録、虚偽の登記、虚偽の公告を行ったとき

監事：監査報告に虚偽の記載又は記録を行ったとき

会計監査人：会計監査報告に虚偽の記載又は記録を行ったとき

ただし、その者が注意を怠らなかったことを証明したときは、責任が免除される（同条②）。

なお、他の役員等や評議員もその損害賠償責任を負うときは、連帯債務者となる（法第 45 条の 22）。

8 背任罪等の適用

① 特別背任罪

評議員、理事又は監事が自己又は第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、その法人に財産上の損害を加えたときは、7 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又は併科される（法第 130 条の 2①）。

なお、未遂の場合も罰せられる。

② 収賄・贈賄罪

評議員、理事又は監事、会計監査人若しくは監査法人の社員等がその職務に関して、不正の依頼（請託）を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金に処せられる。

また、その収賄の相手（利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者）は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる（法第130条の3①②）。

9 不法行為に対する過料の適用

評議員、理事、監事、会計監査人若しくは法人の職員等が次に該当したときは、20万円以下の過料に処せられる（法第133条）。

- ・ 社会福祉法に基づく政令の規定による登記を怠ったとき
- ・ 公告を怠り又は不正の公告を行ったとき
- ・ 正当な理由なく書類の閲覧や交付等を拒んだとき
- ・ 定款の変更の届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき
- ・ 定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、収支計算書、事業報告、事務報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告その他の書面（電磁的記録）に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載等をしたとき
- ・ 帳簿や書類若しくは電磁的記録を備え置かなかったとき
- ・ 所轄庁への報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は所轄庁の職員による検査を拒み、妨害や忌避したとき

10 事例1

横領事件発生！ 役員の注意義務は？（特定の事案を指すものではありません。）

- ・ A社会福祉法人では、日頃から現金や預金の管理を特定のX職員に任せ切りにしていたところ、ある時からX職員が出勤しなくなり、そのまま行方不明になってしまった。
- ・ A法人が預金残高を確認したところ、法人の事業のために積み立てていた数千万円に及ぶ定期預金が引き出されていた。
- ・ X職員は預金通帳も印鑑も一人で管理し、さらには残高証明書も偽造して、10年近くにわ

たって横領を繰り返していたが、この間、①理事長や業務執行理事、②その他の理事を含めた理事会、さらには③監事も、誰も見抜くことができなかった。

①理事長等の責任

理事長や業務執行理事は、法人の業務執行の責任者として、適切な財産管理のために必要な（通常の管理者であれば当然払うことが期待される）注意義務を怠っていたと言わざるを得ない。

②理事会の責任

理事会は、法人の重要な業務執行を決定し、理事長らの職務を監視する役割を担っているのですから、適切な財産管理のための体制を構築し、理事長らに実施させてこなかったことは、理事会としての責任も果たされていなかったと言える。

③監事の責任

監事は、理事の職務執行の監査や、計算書類の監査を行う立場にあるから、このように不十分な財産管理体制にある A 法人において、十分な注意を払って財産管理状況のチェックを行い、必要な指摘をしなかった責任は免れない。

法人の事業活動について税制優遇を受けている社会福祉法人においては、「盗られてしまったものは仕方ない」では済まされない。このような不祥事案における責任の所在の明確化は、社会福祉法人のガバナンスにとって避けることはできない。もし運営の是正がなされなければ、社会福祉法人としての適格性にも疑問が生じることとなる。

1.1 事例2

相次ぐ不祥事… 各機関の対応は？（特定の事案を指すものではありません。）

- ・ B 社会福祉法人では、社会福祉事業における暴力行為の発生、国等からの助成金の不正受給といった不祥事が次々と発覚した。
- ・ これに対し、法人の理事長や業務執行理事は、暴力問題を加害者と被害者の間の問題と限定的にとらえ、助成金問題についても直接の受給者である法人関係者個人の問題だとして、社会

福祉法人としての事業遂行に関する重要な問題としてとらえることができず、組織的な対応を行おうとしなかった。

・B法人は、暴力問題や助成金問題の実態解明のため第三者委員会を設置した。第三者委員会の中間報告に対し、理事長等は反論を行い、報告書の修正を求めたが、理事会はこれを承認していなかった。

・不祥事自体に加え、理事長等のこのような対応がさらに社会的批判を招き、社会福祉法人としてのB法人に対する信頼は大きく損なわれた。

①理事長等の責任

理事長や業務執行理事は、暴力問題や助成金問題への不適切な対応、第三者委員会に対する不適切な反論など、法人の業務執行機関として忠実に職務を執行する義務に違反し、職務を怠っていたと言わざるを得ない。

②理事会の責任

理事会は、執行部の職務を監視し、理事長を解職する権限を持っているが、不適切な執行部の対応を是正する責務を果たしていなかった。

③監事の責任

監事は、理事の職務執行の監査の権限や、これに伴う調査権限や報告義務等を有しているが、執行部の不適切な対応を指摘し是正を求めるなどの責務を果たしていない。

④評議員会の責任

評議員会は、理事・監事の選任・解任の権限をもつなど、法人のガバナンス確保のための最高の責任を負っているが、上記のようにそれぞれ責任のある執行部、理事、監事について、解任を含む問責の行動をとらないとすれば、評議員会としての責任を果たしたとは言えない。

一連の不祥事について、執行部だけでなく、理事、監事、評議員のいずれもその責務を果たしておらず、職務上の義務違反又は職務を怠っていた疑いがあり、責任の追及を受けてもやむを得ない。